

令和2年2月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	28
条例議案	23
一般議案	7
補正予算議案	8
合計	66

令和2年2月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	令和2年度北九州市一般会計予算について	財政局
2	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	令和2年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	令和2年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	令和2年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	令和2年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
7	令和2年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
8	令和2年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
9	令和2年度北九州市公債償還特別会計予算について	
10	令和2年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
11	令和2年度北九州市土地取得特別会計予算について	
12	令和2年度北九州市駐車場特別会計予算について	
13	令和2年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
14	令和2年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
15	令和2年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
16	令和2年度北九州市介護保険特別会計予算について	
17	令和2年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
18	令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算について	
19	令和2年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	

番号	件名	提出局
20	令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	財政局
21	令和2年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
22	令和2年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	
23	令和2年度北九州市上水道事業会計予算について	
24	令和2年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
25	令和2年度北九州市交通事業会計予算について	
26	令和2年度北九州市病院事業会計予算について	
27	令和2年度北九州市下水道事業会計予算について	
28	令和2年度北九州市公営競技事業会計予算について	
29	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	総務局
30	北九州市土地開発基金条例の一部改正について	財政局
31	北九州市手数料条例の一部改正について	
32	北九州市印鑑条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
33	北九州市芸術文化施設条例の一部改正について	
34	北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例について	保健福祉局
35	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	
36	北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部改正について	
37	北九州市旅館業法施行条例の一部改正について	
38	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について	
39	北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について	
40	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	子ども家庭局

番号	件名	提出局
41	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
42	北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について	環境局
43	北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部改正について	産業経済局
44	北九州市中央卸売市場条例について	
45	北九州市公設地方卸売市場条例について	
46	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
47	北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業施行規程について	
48	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築都市局
49	北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部改正について	
50	北九州市港湾施設管理条例の一部改正について	港湾空港局
51	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	上下水道局
52	砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約の一部変更について	技術監理局
53	公有水面埋立てによる土地確認について	市民文化スポーツ局
54	町の区域の変更について	
55	字の区域及び名称の変更について	
56	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	建築都市局
57	損害賠償の額の決定及び和解について	消防局
58	包括外部監査契約締結について	行政委員会
59	令和元年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
60	令和元年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
61	令和元年度北九州市渡船特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
62	令和元年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	財政局
63	令和元年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
64	令和元年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
65	令和元年度北九州市産業用地整備特別会計補正予算について	
66	令和元年度北九州市下水道事業会計補正予算について	

No.	件 名	要 旨
令和2年度 予算規模	区 分	予 算 総 額
	一 般 会 計	5,702 億 9,800 万円
	特 別 会 計	4,241 億 3,270 万円
	企 業 会 計	2,136 億 6,979 万円
	合 計	1 兆 2,081 億 49 万円
1	令和2年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 5,702 億 9,800 万円
2	令和2年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 1,013 億 2,600 万円
3	令和2年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3 億 4,000 万円
4	令和2年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 7 億 7,110 万円

No.	件名	要旨
5	令和2年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 3億8,290万円
6	令和2年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 16億1,000万円
7	令和2年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 100万円
8	令和2年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 52億9,200万円
9	令和2年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,798億1,500万円
10	令和2年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 600万円
11	令和2年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 48億9,600万円

No.	件名	要旨
12	令和2年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 3億4,330万円
13	令和2年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 5億9,330万円
14	令和2年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 12億4,250万円
15	令和2年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 3,780万円
16	令和2年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 1,063億1,600万円
17	令和2年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 690万円
18	令和2年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計予算について	予算額 4億500万円

No.	件名	要旨
19	令和2年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4億2,730万円
20	令和2年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 166億5,600万円
21	令和2年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 9,640万円
22	令和2年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算について	予算額 35億6,820万円
23	令和2年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 342億2,188万円
24	令和2年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 27億6,701万円
25	令和2年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 22億4,162万円

	件名	要旨
26	令和2年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 8億68万円
27	令和2年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 512億7,767万円
28	令和2年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 1,223億6,093万円

<p>N o 2 9</p>	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(総務局人事部人事課)</p>
<p>会計年度任用職員等の休憩時間を職務の性質により必要があるとき等に一律に与えないことができることとするため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 休憩時間の一律付与の例外規定の追加 (北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">任命権者が別に定める休憩時間は、職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるときは、任命権者が定めるところにより、一律に与えないことができることを定める。</p> <p>2 施行期日</p> <p style="padding-left: 40px;">公布の日</p>	

No 30	北九州市土地開発基金条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p> <p>市長が必要があると認めるときに、予算の定めるところにより基金の一部を処分できるようにするため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 基金の処分に関する規定の追加（第2条関係） 市長が必要と認めるときには、予算の定めるところにより、基金の一部を処分することができるようにする。 また、基金の処分が行われたときは、基金の額は処分相当額減少するものとする。</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
----------	---

No
31

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する毒物及び劇物取締法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（別表関係）

現行	改正後
第4条第4項	第4条第3項

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴う手数料の新設等（別表関係）

- (1) 条例に引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備

現行	改正後
第29条第1項	第34条第1項
第30条第2項	第35条第2項
第31条第1項	第36条第1項
第31条第2項	第36条第2項
第36条第1項	第41条第1項

- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は計画の変更の認定の申請に対する審査における共同住宅等の住戸部分及び共用部分に係る技術的審査手数料の算定の対象となる面積の変更

現行	改正後
床面積	評価の対象となる住戸部分の

(次頁に続く)

(続き)

床面積及び共用部分の面積の
合計面積

(3) 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査
に係る手数料の新設

区分			手数料の金額	
技術的 審査 手数料	一戸建て の住宅	モデル 住宅法 による 評価を 行う場 合	床面積が200平方メートル未満 のもの	1件につき 15,000円
			床面積が200平方メートル以上 のもの	1件につき 16,000円
	共同住宅 等の住戸 部分及び 共用部分	フロア 入力法 による 評価を 行う場 合	評価面積が300平方メートル未 満のもの	1件につき 25,000円
			評価面積が300平方メートル以 上2,000平方メートル未満の もの	1件につき 40,000円
			評価面積が2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未 満のもの	1件につき 63,000円
			評価面積が5,000平方メート ル以上のもの	1件につき 81,000円

3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手
料の新設（別表関係）

手数料を徴収す る事務	区分		手数料の金額
高圧ガス保安法 施行令の規定に 基づく容器検査 又は容器再検査	圧縮水素 自動車燃 料装置用 容器	内容積150リットル以上の 容器	1個につき32 0円に10リッ トル又は10リ ットルに満た ない端数を増 すごとに57円 を加えた金額
		内容積30リットル以上15 0リットル未満の容器	1個につき32 0円

(次頁に続く)

(続き)

	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
	内容積1リットル未満の容器	1個につき150円

4 施行期日

1 及び 3 は、令和2年4月1日

2 (1) は、規則で定める日

2 (2) 及び (3) は、公布の日

No 32	北九州市印鑑条例の一部改正について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)				
<p>成年被後見人の権利の制限に係る措置を適正化する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 印鑑の登録を受けることができる者の欠格事由の変更 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="279 757 1391 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="279 757 831 831">現行</th> <th data-bbox="831 757 1391 831">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 831 831 1055">15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u></td> <td data-bbox="831 831 1391 1055">15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u> (15歳未満の者を<u>除く。)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の設定 (付則第3項関係)</p> <p>令和2年5月1日から令和5年3月31日までの間、店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を、1通につき300円から200円に引き下げる。</p> <p>3 施行期日</p> <p>1 は、公布の日</p> <p>2 は、令和2年5月1日</p>		現行	改正後	15歳未満の者及び <u>成年被後見人</u>	15歳未満の者及び <u>意思能力を有しない者</u> (15歳未満の者を <u>除く。)</u>
現行	改正後				
15歳未満の者及び <u>成年被後見人</u>	15歳未満の者及び <u>意思能力を有しない者</u> (15歳未満の者を <u>除く。)</u>				

N o
3 3

北九州市芸術文化施設条例の一部改正について

(市民文化スポーツ局文化部文化企画課)

北九州市立響ホールに映写機を新設することに伴い、使用料を定めるため、関係規定を改めるもの

- 1 北九州市立響ホールの映写機の使用料の上限額の設定（別表第2関係）

映写機	1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額
-----	----------------------------------

- 2 施行期日

令和2年4月1日

<p>N o 3 4</p>	<p>北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例について (保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課)</p>
<p>社会福祉法の一部改正等に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則 (第1条－第3条)</p> <p>(2) 基本方針 (第4条)</p> <p>(3) 設備及び運営に関する基準 (第5条－第33条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p>	

No
35

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部保険年金課)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額等を変更するため、関係規定を改めるもの

1 基礎賦課限度額の変更（第13条関係）

現行	改正後
61万円	63万円

2 介護納付金賦課限度額の変更（第14条の14関係）

現行	改正後
16万円	17万円

3 保険料の軽減判定所得基準の緩和（第20条関係）

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>28万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>28万5,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合
2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>51万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>52万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合

4 施行期日

令和2年4月1日

No 36	北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局保健衛生部保健衛生課)
----------	--

食品衛生法の一部改正等に伴い、食品関係の事業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準を廃止する等のため、関係規定を改めるもの

1 題名の改正（題名関係）

現行	北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例
改正後	北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例

2 衛生管理運営基準に関する規定の削除等（第1条から第5条まで、別表第1、別表第1の2関係）

食品衛生法の改正により、条例で定めていた衛生管理運営基準が厚生労働省令で定められるようになったことに伴い、関係規定を削除する等、規定の整備を行う。

3 施行期日

令和2年6月1日

<p>No 37</p>	<p>北九州市旅館業法施行条例の一部改正について (保健福祉局保健衛生部保健衛生課)</p>
<p>旅館業の入浴施設について営業者が講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 旅館業の施設に係る基準の特例の設定（第5条、第8条関係）</p> <p>旅館業の施設の構造設備の基準及び宿泊者の衛生に必要な措置の基準のうち次に掲げるものについて、設備の形態その他の理由によりその基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準によらないことができることにする。</p> <p>(1) 外部から見通すことができない構造であること。</p> <p>(2) 原水又は原湯を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続されず、かつ、原水又は原湯を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。</p> <p>(3) 浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。</p> <p>(4) 浴槽の水質検査を1年に1回以上行い、その成績書を3年間保存すること。</p> <p>2 旅館業の施設について営業者が講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準の変更（第7条関係）</p> <p>旅館業の入浴施設に係る衛生に必要な措置の基準に次に掲げるものを追加する。</p> <p>(1) 浴槽水の消毒方法として、浴槽水1リットル中3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を保つこと。</p> <p>(2) 浴槽からあふれ出た湯水を浴用に供しないこと。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- (3) 気泡発生装置等は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。
- (4) モノクロラミン濃度を1日に2回以上測定し、その記録を3年間保存すること。
- (5) 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること。

3 施行期日

令和2年5月1日

<p>N o 3 8</p>	<p>北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局保健衛生部保健衛生課)</p>
<p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員が行う事務を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 動物愛護管理員が行う事務の追加（第26条関係）</p> <p>(1) 第二種動物取扱業者に対する立入検査に係る権限を加える。</p> <p>(2) 第一種動物取扱業であった者で登録の失効及び取消事由が発生して2年間を経過しないもの及び動物の飼育等によって周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する立入検査に係る権限を加える。</p> <p>2 条例に引用する法令の規定の整備</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の規定の条項ずれに伴う改正（第10条、第26条関係）</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の規定の条項ずれに伴う改正（別表関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>1 (1) 及び2 (2) は、公布の日</p> <p>1 (2) 及び2 (1) は、令和2年6月1日</p>	

<p>N o 3 9</p>	<p>北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について (保健福祉局保健衛生部保健衛生課)</p>
<p>普通公衆浴場に係る措置の基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 普通公衆浴場に係る措置の基準の変更（第4条関係） 普通公衆浴場に係る措置の基準に次に掲げるものを追加する。</p> <p>(1) 浴槽水の消毒方法として、浴槽水1リットル中3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を保つこと。</p> <p>(2) 浴槽からあふれ出た湯水を浴用に供しないこと。</p> <p>(3) 気泡発生装置等は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>(4) モノクロラミン濃度を1日に2回以上測定し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>(5) 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること。</p> <p>2 普通公衆浴場以外の公衆浴場に係る措置の基準の特例の追加（第6条関係） 普通公衆浴場以外の公衆浴場の措置の基準のうち次に掲げるものについて、設備の形態その他の理由によりその基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準によらないことができることにする。</p> <p>(1) 出入口は、男女別に区画すること。</p> <p>(2) 脱衣室及び浴室は、屋外から見通せない構造とすること。</p> <p>(3) 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、それらの境界は、高さ2メートル以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とする</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

こと。

(4) 原湯又は原水を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続せず、かつ、原湯又は原水を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

(5) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(6) 浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。

(7) 浴槽水の水質検査を1年に1回以上行い、その成績書を3年間保存すること。

3 施行期日

令和2年5月1日

No 40	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)
----------	--

社会福祉施設を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 保育所の廃止（別表第1関係）

名称	北九州市立天籟寺保育所
位置	北九州市戸畑区菅原一丁目5番7号

2 児童厚生施設の廃止（別表第1関係）

(1) 北九州市立山王児童館の廃止

名称	北九州市立山王児童館
位置	北九州市八幡東区山王一丁目2番12号

(2) 北九州市立槻田児童館の廃止

名称	北九州市立槻田児童館
位置	北九州市八幡東区東山二丁目3番5号

(3) 北九州市立西戸畑児童館の廃止

名称	北九州市立西戸畑児童館
位置	北九州市戸畑区明治町1番9号

3 施行期日

1及び2(3)は、令和2年4月1日

2(1)及び(2)は、公布の日

<p>N o 4 1</p>	<p>北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部改正について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)</p>
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る基準を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 放課後児童支援員になるための研修の追加（第 1 1 条関係） 放課後児童支援員になるために修了しなければならない研修に、指定都市の長が行う研修を加える。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p>N o 4 2</p>	<p>北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について (環境局循環社会推進部業務課)</p>
<p>浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保する事項を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽保守点検業者の登録の拒否要件の追加（第5条関係） 浄化槽保守点検業者の登録を拒否する要件に、浄化槽管理士に規則で定める研修の機会を与えていない者であることを追加する。 2 浄化槽管理士の研修の機会の確保（第9条の2関係） 浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を与えなければならないことを定める。 3 施行期日 1 は、令和3年4月1日 2 は、令和2年4月1日 	

<p>N o 4 3</p>	<p>北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部改正について (産業経済局農林水産部農林課)</p>
<p>土地改良法の規定により市が施行する土地改良事業に要する経費に充てるため賦課徴収する金銭の額を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 賦課金の額の変更 (第4条関係)</p> <p>土地改良法の規定により市が施行する土地改良事業のうち国が標準的な費用負担の水準を定めるものについて、当該土地改良事業に要する経費に充てるため賦課徴収する金銭の総額は、当該費用負担の水準に基づき市長が定める基準により算定した額を上限として、市長が別に定める。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

N o
4 4

北九州市中央卸売市場条例について

(産業経済局中央卸売市場)

卸売市場法の一部改正に伴い、北九州市中央卸売市場に係る同法第4条第4項各号に掲げる事項並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、関係規定を改めるもの

1 条例の内容

- (1) 総則 (第1条—第9条)
- (2) 市場関係事業者
 - ア 卸売業者 (第10条—第20条)
 - イ 仲卸業者 (第21条—第28条)
 - ウ 売買参加者 (第29条—第31条)
 - エ 関連事業者 (第32条—第36条)
- (3) 売買取引及び決済の方法 (第37条—第59条)
- (4) 生鮮食料品等の品質管理 (第60条)
- (5) 市場施設の使用 (第61条—第68条)
- (6) 監督 (第69条—第72条)
- (7) 雑則 (第73条—第78条)

2 主な改正内容

(1) 卸売業者の許可の新設

卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない旨を定める。

(次頁に続く)

(続き)

(2) 卸売の相手方の制限の見直し

卸売業者は、卸売業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、相対取引に限り卸売をすることができる旨を定める。

(3) 市場外にある生鮮食料品等の卸売の禁止の見直し

卸売業者は、卸売業務について、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない旨を定める。

(4) 仲卸業者の業務の規制の見直し

仲卸業者は、市場において、その取扱品目に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けて販売したときは、市長に報告しなければならない旨を定める。

3 施行期日

令和2年6月21日

<p>N o 4 5</p>	<p>北九州市公設地方卸売市場条例について (産業経済局中央卸売市場)</p>
<p>卸売市場法の一部改正に伴い、北九州市公設地方卸売市場に係る同法第13条第4項各号に掲げる事項並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則(第1条―第9条)</p> <p>(2) 市場関係事業者</p> <p>ア 卸売業者(第10条―第20条)</p> <p>イ 仲卸業者(第21条―第28条)</p> <p>ウ 売買参加者(第29条―第31条)</p> <p>(3) 売買取引及び決済の方法(第32条―第51条)</p> <p>(4) 生鮮食料品等の品質管理(第52条)</p> <p>(5) 市場施設の使用(第53条―第60条)</p> <p>(6) 監督(第61条―第64条)</p> <p>(7) 雑則(第65条―第70条)</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 卸売業者の許可の新設</p> <p>卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない旨を定める。</p> <p>(2) 卸売の相手方の制限の見直し</p> <p>卸売業者は、卸売業務について、仲卸業者及び売買参加者以外</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

の者に対し、相対取引に限り卸売をすることができる旨を定める。
。

(3) 市場外にある生鮮食料品等の卸売の禁止の見直し

卸売業者は、卸売業務について、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない旨を定める。

(4) 仲卸業者の業務の規制の見直し

仲卸業者は、市場において、その取扱品目に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けて販売したときは、市長に報告しなければならない旨を定める。

3 施行期日

令和2年6月21日

No 46	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">（建設局公園緑地部公園管理課）</p>
----------	---

旧安川邸の新設に伴い、指定管理者の指定のの特例を設け、及び利用料金の上限額を設定するため、関係規定を改めるもの

1 指定管理者の指定のの特例を定める都市公園等の追加（第36条の2関係）

旧安川邸の指定管理者の指定に係る申請について、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる旨を定める。

2 旧安川邸の利用料金の上限額の設定（別表第1の2関係）

入場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒
	個人	1人	260円	130円
	団体（25人以上）	1回	200円	100円

3 施行期日

規則で定める日

<p>N o 4 7</p>	<p>北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業施行規程について (建設局河川部神嶽川旦過地区整備室)</p>
<p>北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業を施行するため、必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則 (第1条—第5条)</p> <p>(2) 費用の分担 (第6条)</p> <p>土地区画整理事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てる費用を除き、北九州市が負担する。</p> <p>ア 保留床の処分金</p> <p>イ 保留地の処分金</p> <p>ウ 公共施設管理者の負担金</p> <p>エ 国庫補助金</p> <p>(3) 保留地等の処分方法 (第7条—第9条)</p> <p>(4) 土地区画整理審議会 (第10条—第18条)</p> <p>(5) 地積の決定の方法 (第19条—第21条)</p> <p>(6) 宅地の立体化 (第22条—第24条)</p> <p>ア 宅地の立体化の申出</p> <p>宅地の所有者等による宅地の立体化 (換地計画において換地を定めないうで、市が処分する権限を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えることをいう。以下同じ。) の申出の期限、宅地の立体化の申出をした宅地の所有者等に対する市長の通知等について定める。</p> <p>イ 換地計画の通知</p> <p>換地計画が認可された場合における、宅地の立体化を行うように定められた者に対する市長の通知について定める。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

ウ 換地処分前の使用

市長は、換地処分の前に宅地の立体化を行うように定められた者に対し、契約により、換地処分により取得することとなるべき建築物の一部を使用収益させることができる旨を定める。

(7) 評価 (第25条—第27条)

(8) 清算 (第28条—第33条)

(9) 雑則 (第34条—第36条)

2 施行期日

事業計画決定の公告の日

<p>N o 4 8</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 追加する地区整備計画区域 (別表第 1、別表第 2 関係) 堀越地区地区整備計画区域 2 変更する地区整備計画区域 (別表第 2 関係) 湯川地区地区整備計画区域 3 施行期日 公布の日 	

No 49	北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部改正について (建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課)
----------	---

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の事務所を移転するため、関係規定を改めるもの

1 事務所の移転（第5条関係）

現行	改正後
北九州市八幡西区北鷹見町1 3番10号	北九州市八幡西区大浦二丁目 13番7号

2 清算金の分割徴収に係る利率の変更（第26条関係）

現行	改正後
令第61条第1項に規定する施行規程で定める率は、法第103条第4項の規定による換地処分の日における財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第15条第2項の普通地方長期資金の貸付に係る利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率と同一の率（当該率が <u>年6パーセントを超</u> えるときは、 <u>年6パーセント</u> ）とする。	令第61条第1項に規定する施行規程で定める率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告が <u>あった日の翌日</u> における財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第15条第2項の普通地方長期資金の貸付に係る利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率と同一の率（当該率が <u>同日に</u> おける法定利率を超えるときは、 <u>当該法定利率</u> ）とする。

3 施行期日

- 1 は、規則で定める日
- 2 は、令和2年4月1日

<p>N o 5 0</p>	<p>北九州市港湾施設管理条例の一部改正について (港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>特定埠頭^ふを使用する場合の許可の特例を廃止する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 特定埠頭を使用する場合の許可の特例の廃止（第5条、第7条—第9条、第37条、別表第1の1関係）</p> <p>特定埠頭の運営の事業のために、港湾法の規定により認定を受けた者等が当該特定埠頭を使用する場合には、当該使用に係る市長の許可を要しないとする特例を、廃止する。</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>	

No 51	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について (上下水道局総務経営部総務課)
----------	--

地方公営企業法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 改正する条例

- (1) 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
- (2) 北九州市交通事業の設置等に関する条例（第2条関係）
- (3) 北九州市病院事業の設置等に関する条例（第3条関係）
- (4) 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例（第4条関係）

2 条例に引用する地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法の条項ずれに伴う改正

現行	改正後
第243条の2第8項	第243条の2の2第8項

3 施行期日

令和2年4月1日

No 52	砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約の一部変更について <div style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</div>
----------	---

砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約について、契約金額を変更するもの

- 1 既決契約金額 16億4,471万400円

- 2 変更契約金額 16億8,386万3,800円

No 53	公有水面埋立てによる土地確認について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	---

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの

土地の所在地	面積
北九州市門司区大字今津274の1 から274の3まで地先	3万1,084.74㎡

No 54	町の区域の変更について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	--

公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入するもの

土地の所在地	町の区域	面積
北九州市門司区大字今津274 の1から274の3まで地先	門司区新門司北三 丁目	3万1,084.74 m ²

No 55	字の区域及び名称の変更について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	--

住居表示を実施するに当たり、字の区域及び名称を変更するもの

区名	新町名	現行公称町名
八幡西区	木屋瀬東一丁目	大字木屋瀬の一部 大字野面の一部
	木屋瀬東二丁目	大字野面の一部
	木屋瀬東三丁目	
	木屋瀬東四丁目	

No 56	<p>基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</p>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更（第16条関係）

		変更前	変更後	増加額
基本財産の額		2,236億5,860万円	2,246億5,760万円	9億9,900万円
出 資 の 額	福岡県	1,118億2,930万円	1,123億2,880万円	4億9,950万円
	福岡市	830億8,150万円	835億8,100万円	4億9,950万円
	北九州市	287億4,780万円	287億4,780万円	0円

No 57	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(消防局総務部人事課)</p>
<p>平成25年3月5日に北九州市小倉北区貴船町3番8号で救助訓練に従事していた消防職員が北九州市の安全配慮義務違反により、負傷し、後遺症が残ることとなった事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの。</p> <p>1 相手方 福岡県直方市 男性</p> <p>2 損害賠償の額 5,885万1,913円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金5,885万1,913円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故の損害賠償金に関し、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、何らの請求及び異議申立てをしない。</p>	

No.	件名	要 旨	
令和元年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	135 億 3,148 万 5 千円	5,890 億 5,393 万 2 千円
	特別会計	4 億 300 万円	4,140 億 7,726 万 1 千円
	企業会計	3 億円	2,115 億 1,458 万 8 千円
	合 計	142 億 3,448 万 5 千円	1 兆 2,146 億 4,578 万 1 千円
59	令和元年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 135 億 3,148 万 5 千円 2 総 額 5,890 億 5,393 万 2 千円	
60	令和元年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 億 8,000 万円 2 総 額 1,000 億 6,600 万円	
61	令和元年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 2,300 万円 2 総 額 4 億 150 万円	
62	令和元年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 1 億円 2 総 額 23 億 3,500 万円	

63	令和元年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総額 49億4,200万円
64	令和元年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総額 38億7,580万円
65	令和元年度北九州市 産業用地整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総額 7億1,610万円
66	令和元年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 3億円 2 総額 528億3,466万円